

質問回答書

案件名称 : ひらの青春生活応援事業プロポーザルについて

質問番号	質問事項	回答
1	本事業の効率的かつ専門的な運営のため、高度な判断を要するアセスメントやスーパービジョンは主任専門支援員が担い、日々の細やかなタッチポイント（相談・同行）は主任の厳格な管理の下で実務担当スタッフが担うという多層的な支援体制を検討しています。この体制における実務担当スタッフによる支援も、仕様書4（4）に定める「個別支援の実施」に含まれると解釈してよろしいでしょうか。あるいは、同条項は主任専門支援員本人による直接実施のみを指すものでしょうか。	「個別支援の実施」は必ずしも主任専門支援員の直接実施のみを指す訳ではなく、実務担当スタッフによる支援も「個別支援の実施」に含まれます。
2	仕様書6（1）の後段但書・括弧内において、「本事業の実施に付随する業務を行う職員」については「他の事業との兼務を可とする」と記載されていますが、主任専門支援員および専門支援員についても、本事業の遂行に支障がない範囲において、「他の事業との兼務」自体は禁止されていないという認識で相違ないでしょうか。	お見込み通りです。
3	実施体制における「専門支援員」の参画形態についての質問です。高度な専門性を有する個人（法人格を有しない個人事業主）を招聘し、主任専門支援員の直接的な指揮監督および厳格な守秘義務契約のもと、弊社の体制内スタッフとして業務に従事させる計画です。この場合、再委託禁止（仕様書10（1））には抵触しない「自社体制」として評価いただけますでしょうか。当該専門職が個人事業主であり法人格を有しない場合、連合体という形は取れませんが、その参画にあたって「直接雇用」という形式が必須条件となるのか、あるいは一定の条件を満たせばその他の契約形態も認められるのか、運用の目安をご教示ください。	専門支援員については常勤・非常勤である事にかかわらず、雇用契約を結んでいる事を想定しています。ただし、仕様書10（3）に該当する場合はその限りではありません。
4	仕様書4（1）に定めるアウトリーチ活動について伺います。教育機関等からの情報提供には個人情報保護の壁があると推察されますが、過去の運用において、区（発注者）からの公式な紹介や協力要請等により、教育機関等から対象者の情報提供が得られた実績はございますでしょうか。あるいは、教育機関等からの情報提供は得られないという前提でアウトリーチ手法を構築する必要があるでしょうか。	区役所から年度当初に連携校、関係機関等に事業説明を行います。その後学校職員等が生徒に事業紹介を行い、生徒から事業申込みといった流れになります。その他、対象生徒の発見について有効なアウトリーチ手法を企画提案ください。
5	令和8年度末の契約期間終了後（令和9年4月以降）に発生する「OB・OGへの状況把握」業務について質問いたします。当該業務の実務に伴う人件費等の費用について、本事業の提案予算額の中に計上し、提案に含めることは可能でしょうか。	ひらの青春生活応援事業は単年度事業です。なお令和9年4月以降に発生するOB・OB支援については次年度の受託事業者が実施する事になります。したがって提案予算額の中に人件費等の予算を計上する事はできません。
6		